

## カラダ笑顔 定款

### 第1章 総則（名称）

#### 第1条

本団体は、カラダ笑顔と称する。

（目的）

#### 第2条

本団体は、高齢者をはじめ、障害者等の健康支援コミュニティの形成を目的とする。

（活動）

#### 第3条

本団体は、前条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- ①健康支援コミュニティ形成のためのイベントを行う。
- ②随時、メールや電話などで健康支援や外出支援に関する相談対応を行う。
- ③その他本会の目的を達成するための事業を行う。

（活動の原則）

#### 第4条

本団体に関わる活動は、次の原則に基づいて行うものとする。

- ①本団体を通じた活動は、本人の自発的な意思によるものでなければならない。
- ②活動を行う者は、ボランティア保険またはそれに準ずるものに加入しなければならない。ただし、施設等が特に必要ないと表明した場合を除く。

### 第2章 構成員

（構成員登録）

#### 第5条

- ①本団体を通じてボランティア活動を行おうとする者は、本団体の会員として入会することができる。
- ②本団体の入会費は、0円とする。

(退会)

第6条

- ①本団体の会員は、本人の希望によりいつでも退会することができる。
- ②本団体の会員が、本会を通じた活動中にボランティアの趣旨に著しく反する行為を行った場合は、運営者の判断により退会させることができる。

(役員)

第7条

本団体は次に掲げる役員を置く。

- 1 代表 川村 敏仁

(会計)

第8条

- ①本団体の会計年度は、1月1日から翌年12月31日までとする。
- ②本団体の会計は、年に1回、会員に会計報告を行わなければならない。

(改正)

第9条

この定款は、役員の過半数の賛成により改正することができる。

附則

この定款は、2024年4月14日から実施する。